

《会員における利用者財産の分別管理のチェック項目及びチェックポイント》改正案

改正案		現 行	
《会員における利用者財産の分別管理のチェック項目及びチェックポイント》		《会員における利用者財産の分別管理のチェック項目及びチェックポイント》	
以下は、資金決済に関する法律第63条の11第2項の規定に基づく、会員における利用者財産の分別管理に係る「チェック項目」及び「チェックのポイント」を示したものとなっている。そのため、「利用者財産の管理に関する規則・ガイドライン」においては、資金決済法の対象外となっている差金決済取引に係る預り金銭、 <u>受託</u> 仮想通貨も分別管理の対象としているが、以下の「チェック項目」及び「チェックのポイント」には含まれていない。 なお、金銭の分別管理については、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第20条（以下「内閣府令」という。）により、預金等による区分管理又は内閣府令第21条の要件を満たす利用者区分管理信託のいずれかによることとされているため、以下の3及び4は、いずれかが該当することとなる。		以下は、資金決済に関する法律第63条の11第2項の規定に基づく、会員における利用者財産の分別管理に係る「チェック項目」及び「チェックのポイント」を示したものとなっている。そのため、「利用者財産の管理に関する規則・ガイドライン」においては、資金決済法の対象外となっている差金決済取引に係る預り金銭、 <u>預り</u> 仮想通貨も分別管理の対象としているが、以下の「チェック項目」及び「チェックのポイント」には含まれていない。 なお、金銭の分別管理については、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第20条（以下「内閣府令」という。）により、預金等による区分管理又は内閣府令第21条の要件を満たす利用者区分管理信託のいずれかによることとされているため、以下の3及び4は、いずれかが該当することとなる。	
1. 全般的事項		1. 全般的事項	
チェック項目	チェックのポイント	チェック項目	チェックのポイント
1. <u>分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は利用者財産の分別管理の重要性を認識し、利用者財産の分別管理</u> に関する法令・諸規則等(資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)、内閣府令、事務ガイドライン16. 仮想通貨交換業者関係（以下「ガイドライン」という。)、日本仮想通貨交換業協会自主規制規則・ガイドライン等）について、理解しているか。また、法令・諸規則等の内容について伝達周知されているか。	<u>① 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、利用者財産の分別管理が利用者保護に資するものであることを理解した上で、利用者財産の分別管理の重要性を認識しているか。また、利用者財産の分別管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、利用者財産の分別管理が適切に行われるための体制の整備（内部牽制機能の確保を含む。）等のために活用しているか。</u> <u>②</u> 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、関連法令・諸規則等の内容について理解し、遵守する体制を整備しているか。(利用者財産の管理に関する規則第2条第2項) <u>③</u> 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、関連法令・諸規則等の内容（改訂時の内容を含む。）について社内へ周知徹底させているか。	1. 利用者財産の分別管理に関する法令・諸規則等(資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。)、内閣府令、事務ガイドライン16. 仮想通貨交換業者関係（以下「ガイドライン」という。)、日本仮想通貨交換業協会自主規制規則・ガイドライン等）について、理解しているか。また、法令・諸規則等の内容について伝達周知されているか。	<u>①</u> 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、関連法令・諸規則等の内容について理解し、遵守する体制を整備しているか。(利用者財産の管理に関する規則第2条第2項) <u>②</u> 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、関連法令・諸規則等の内容（改訂時の内容を含む。）について社内へ周知徹底させているか。
2. 分別管理の社内規程・規則及び手続が明確化されており、適切に運用されているか。仮想通貨交換業者は、事務部門において十分にけん制機能が発揮されるような体制整備を含む、事務リスクに係る内部管理態勢を適切に整備することが要請されている（ガイドラインⅡ－2－3－2－2）。(利用者財産の管理に関する規則第2条、第3条)	① 分別管理の社内規程等が整備されているか。(利用者財産の管理に関する規則第3条第1項) ② 社内規程等において、金銭・仮想通貨それぞれについて、分別管理の手続の詳細や職務分掌を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第3条第2項) ③ 金銭、仮想通貨及び預金の預入・払出、信託の追加・解約において、それぞれ担当部署において事務マニュアルなどが整備され、そのとおり運用されているか。	2. 分別管理の社内規程・規則及び手続が明確化されており、適切に運用されているか。仮想通貨交換業者は、事務部門において十分にけん制機能が発揮されるような体制整備を含む、事務リスクに係る内部管理態勢を適切に整備することが要請されている（ガイドラインⅡ－2－3－2－2）。(利用者財産の管理に関する規則第2条、第3条)	① 分別管理の社内規程等が整備されているか。(利用者財産の管理に関する規則第3条第1項) ② 社内規程等において、金銭・仮想通貨それぞれについて、分別管理の手続の詳細や職務分掌を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第3条第2項) ③ 金銭、仮想通貨及び預金の預入・払出、信託の追加・解約において、それぞれ担当部署において事務マニュアルなどが整備され、そのとおり運用されているか。
3. 分別管理の執行方法について、利用者との契約に反映されているか。	金銭・仮想通貨それぞれについて、分別管理の執行方法が利用者との契約に反映されているか。(利用者財産の管理に関する規則第5条第1項)	3. 分別管理の執行方法について、利用者との契約に反映されているか。	金銭・仮想通貨それぞれについて、分別管理の執行方法が利用者との契約に反映されているか。(利用者財産の管理に関する規則第5条第1項)

改正案		現 行	
	なお、国内外を問わず、第三者において管理する場合に契約に明記されており、利用者からの同意を得ているか。(利用者財産の管理に関する規則第5条第2項)		なお、国内外を問わず、第三者において管理する場合に契約に明記されており、利用者からの同意を得ているか。(利用者財産の管理に関する規則第5条第2項)
4. 社内監査・検査が明確に規定されており、定期的に実施されているか。	社内監査・検査マニュアルが作成されており、社内監査・検査が実施されているか。また、社内監査・検査報告記録が残されているか。 <u>内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況を把握した上で、リスクの種類・程度に応じて、内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか（ガイドラインⅡ－1－2⑮）。</u> <u>内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく経営陣に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか（ガイドラインⅡ－1－2⑯）。</u>	4. 社内監査・検査が明確に規定されており、定期的に実施されているか。	社内監査・検査マニュアルが作成されており、<u>実際に</u>社内監査・検査が実施されているか。また、社内監査・検査報告記録が残されているか。
5. 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役社長への報告体制は整備されているか。	分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役社長への報告体制について、社内規程等において明確にされているか。(利用者財産の管理に関する規則第3条第2項)	5. 分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役社長への報告体制は整備されているか。	分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役社長への報告体制について、社内規程等において明確にされているか。(利用者財産の管理に関する規則第3条第2項)
6. 利用者区分管理信託の不足、区分管理預金の残高不足・不適切な解約、仮想通貨の管理相違等異例事項があった場合、適切な措置が講じられる体制（※）ができているか。 ※ 異例事項の内容を把握した上で分別管理の内部統制に与える影響を検討する体制をいうものとする。	分別管理に関する法令違反が発見された場合の対応方針について規定されているか。また、実際に法令違反が発見された場合に、その対応措置を講じているか。	6. 利用者区分管理信託の不足、区分管理預金の残高不足・不適切な解約、仮想通貨の管理相違等異例事項があった場合、適切な措置が講じられる体制（※）ができているか。 ※ 異例事項の内容を把握した上で分別管理の内部統制に与える影響を検討する体制をいうものとする。	分別管理に関する法令違反が発見された場合の対応方針について規定されているか。また、実際に法令違反が発見された場合に、その対応措置を講じているか。
7. 金融庁の検査、日本仮想通貨交換業協会の検査、<u>公認会計士又は監査法人の監査</u>等において指摘された事項について、適切な措置が講じられているか。	金融庁の検査、日本仮想通貨交換業協会の検査、<u>公認会計士又は監査法人の監査</u>等において指摘された事項に適切に対応しているか。また、対応について関係者へ周知徹底が図られているか。 <u>① 分別管理監査に対応するための必要な社内態勢(社内規則・マニュアルの策定、対応部署の設定等を含むがこれに限られない。)が整備されているか。</u> <u>② 分別管理監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会及び監査役又は監査役会に報告されているか。</u> <u>③ 分別管理監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。</u> <u>(注)監査報告書については、日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「利用者財産の管理に関する規則」を踏まえ、分別監査の基準日から4月以内に管轄の財務局に提出しなければならない。(利</u>	7. 金融庁の検査、日本仮想通貨交換業協会の検査等において指摘された事項について、適切な措置が講じられているか。	金融庁の検査、日本仮想通貨交換業協会の検査等において指摘された事項に適切に対応しているか。また、対応について関係者へ周知徹底が図られているか。

改正案		現 行	
	<u>利用者財産の管理に関する規則第6条</u>		
8. 利用者勘定元帳及び仮想通貨管理明細簿、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録（内閣府令第 26 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）を適切に作成しているか。仮想通貨交換業に関する帳簿書類は、仮想通貨交換業者の業務及び利用者財産の管理の状況を正確に反映させるとともに、分別管理監査の結果に関する記録を行わせることにより、利用者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである（ガイドラインⅡ－2－2－<u>4</u>－1）。 ※ 仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 28 条は、利用者勘定元帳において法定通貨の入出金及び差引残高を記録すること求めているが、金銭の分別管理にあたって、これらの記録が行われていることを想定している。なお、資金決済法第 2 条第 7 項第 3 号に掲げる行為を行う場合、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録(内閣府令第 26 条第 1 項第 4 号) の作成が要求される。そのため、金銭の分別管理にあたって、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録を利用することも想定される。 なお、利用者勘定元帳を作成する前提として、ブロックチェーン等のフロー情報から残高情報を作成・表示するシステム上のデータが存在することを想定している。	利用者の全ての取引について、利用者ごとに作成される利用者勘定元帳の取引情報（利用者の氏名又は名称、仮想通貨の名称、自己・媒介・取次ぎ又は代理の別、売付け・買付け又は他の仮想通貨との交換の別、約定年月日、仮想通貨の数量、約定価格又は単価及び金額、法定通貨の入出金及び差引残高）及び仮想通貨管理明細簿の取引情報（受入れ又は払出しの別及びその年月日、利用者の仮想通貨を管理する者の氏名又は名称、仮想通貨の名称、仮想通貨の数量）として正確に記帳されているか。 また、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録においては、利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の合計及び利用者別の金銭の額及び仮想通貨の数量が記録されているか。	8. 利用者勘定元帳及び仮想通貨管理明細簿、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録（内閣府令第 26 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）を適切に作成しているか。仮想通貨交換業に関する帳簿書類は、仮想通貨交換業者の業務及び利用者財産の管理の状況を正確に反映させるとともに、分別管理監査の結果に関する記録を行わせることにより、利用者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである（ガイドラインⅡ－2－2－<u>3</u>－1）。 ※ 仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 28 条は、利用者勘定元帳において法定通貨の入出金及び差引残高を記録すること求めているが、金銭の分別管理にあたって、これらの記録が行われていることを想定している。なお、資金決済法第 2 条第 7 項第 3 号に掲げる行為を行う場合、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録(内閣府令第 26 条第 1 項第 4 号) の作成が要求される。そのため、金銭の分別管理にあたって、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録を利用することも想定される。 なお、利用者勘定元帳を作成する前提として、ブロックチェーン等のフロー情報から残高情報を作成・表示するシステム上のデータが存在することを想定している。	利用者の全ての取引について、利用者ごとに作成される利用者勘定元帳の取引情報（利用者の氏名又は名称、仮想通貨の名称、自己・媒介・取次ぎ又は代理の別、売付け・買付け又は他の仮想通貨との交換の別、約定年月日、仮想通貨の数量、約定価格又は単価及び金額、法定通貨の入出金及び差引残高）及び仮想通貨管理明細簿の取引情報（受入れ又は払出しの別及びその年月日、利用者の仮想通貨を管理する者の氏名又は名称、仮想通貨の名称、仮想通貨の数量）として正確に記帳されているか。 また、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録においては、利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の合計及び利用者別の金銭の額及び仮想通貨の数量が記録されているか。
9. 取引約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書（内閣府令第 17 条第 4 項の事項が記載された書面をいう。）を適切に作成し、利用者に送付しているか。また、利用者の返答及び苦情等の管理を適切に行っているか。 仮想通貨交換業者は、利用者等からの申出に対して適切に対処していくことを要請されており、かかる対処を可能とするための適切な内部管理体制を整備することが求められている（ガ	① 利用者の全ての取引及び残高について、取引約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書（内閣府令第 17 条第 4 項の事項が記載された書面をいう。以下同じ。）が正確に作成されているか。 ② 個別の取引の約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等したときの利用者への通知については当該取引等の都度、取引報告書については定期的に利用者に交付しているか。(利用者の管理及び説明に関する規則第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 16 条第 1 項) ③ 個別の取引の約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等し	9. 取引約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書（内閣府令第 17 条第 4 項の事項が記載された書面をいう。）を適切に作成し、利用者に送付しているか。また、利用者の返答及び苦情等の管理を適切に行っているか。 仮想通貨交換業者は、利用者等からの申出に対して適切に対処していくことを要請されており、かかる対処を可能とするための適切な内部管理体制を整備することが求められている（ガ	① 利用者の全ての取引及び残高について、取引約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書（内閣府令第 17 条第 4 項の事項が記載された書面をいう。以下同じ。）が正確に作成されているか。 ② 個別の取引の約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等したときの利用者への通知については当該取引等の都度、取引報告書については定期的に利用者に交付しているか。(利用者の管理及び説明に関する規則第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 16 条第 1 項) ③ 個別の取引の約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等し

改正案		現 行	
イドラインⅡ－２－２－ <u>6</u> －１）。	たときの利用者への通知、及び取引報告書に対する利用者の返答及び苦情等の管理簿は適切に作成されているか。 ④ 個別の取引の約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書に対する利用者の返答及び苦情等について報告・対応・解決しているか。特に、不一致等の申出について適切に対応しているか。	イドラインⅡ－２－２－ <u>5</u> －１）。	たときの利用者への通知、及び取引報告書に対する利用者の返答及び苦情等の管理簿は適切に作成されているか。 ④ 個別の取引の約定時及び金銭又は仮想通貨を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書に対する利用者の返答及び苦情等について報告・対応・解決しているか。特に、不一致等の申出について適切に対応しているか。
2．金銭の分別管理（全般的事項）		2．金銭の分別管理（全般的事項）	
チェック項目	チェックのポイント	チェック項目	チェックのポイント
1．利用者区分管理必要額（内閣府令第21条第1項第5号における個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下「必要額」という。）は正確に計算されているか。また、利用者からの預り金は、正確に計算されているか。 ※ 利用者勘定元帳には、法定通貨の入出金及び差引残高が記載される必要がある。 ※ 差金決済取引に係る預り金銭は、資金決済法における仮想通貨交換業の分別管理の対象とされていない。 ※ 分別管理必要額の計算は、資金決済法上求められるものを計算する。ただし、預り金銭に関してどの取引のための預り金銭か区別して管理していない場合、預り金銭は全て資金決済法上の分別管理の対象に含めるものとする。	① 必要額は、利用者ごとの預り金残高の合計額であり、利用者勘定元帳の合計額と一致しているか。利用者からの預り金の勘定残高と一致しているか。なお、差異について調整が行われている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第3項） ② 利用者からの預り金の勘定残高と、利用者勘定元帳（金銭）の残高データの合計金額は一致しているか。なお、差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第3項） ③ 資金決済法における仮想通貨交換業に関して利用者から預かった金銭は全て必要額の計算に含まれているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第2号） ④ 必要額の計算は1円単位で行われているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第3号） ⑤ 利用者ごとの預り金残高について、データベース上の預り金残高をそのまま必要額とすることにより、他の利用者のマイナス残高を控除して必要額を計算しているようなことはないか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第4号） ⑥ 当日入金処理すべき時限が社内規程等で明確に規定され、当該時限以内に入金が確認されたものは、当日の必要額の計算対象とされているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第5号）また、当日において、当該時限以降に入金が確認されたものについては、翌営業日の必要額の計算対象とされているか。（内閣府令第22条、ガイドラインⅡ－２－２－２－2 <u>(2)</u><u>⑥</u>）（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第6号） ⑦ 預り金が外貨の場合であっても、必要額の計算対象とされ、かつ、当該計算に用いる換算レートが社内規程等で定められているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第7号） ⑧ 利用者より小切手、未収入金やその他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合、必要額の計算対象とされているか。	1．利用者区分管理必要額（内閣府令第21条第1項第5号における個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下「必要額」という。）は正確に計算されているか。また、利用者からの預り金は、正確に計算されているか。 ※ 利用者勘定元帳には、法定通貨の入出金及び差引残高が記載される必要がある。 ※ 差金決済取引に係る預り金銭は、資金決済法における仮想通貨交換業の分別管理の対象とされていない。 ※ 分別管理必要額の計算は、資金決済法上求められるものを計算する。ただし、預り金銭に関してどの取引のための預り金銭か区別して管理していない場合、預り金銭は全て資金決済法上の分別管理の対象に含めるものとする。	① 必要額は、利用者ごとの預り金残高の合計額であり、利用者勘定元帳の合計額と一致しているか。利用者からの預り金の勘定残高と一致しているか。なお、差異について調整が行われている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第3項） ② 利用者からの預り金の勘定残高と、利用者勘定元帳（金銭）の残高データの合計金額は一致しているか。なお、差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第3項） ③ 資金決済法における仮想通貨交換業に関して利用者から預かった金銭は全て必要額の計算に含まれているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第2号） ④ 必要額の計算は1円単位で行われているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第3号） ⑤ 利用者ごとの預り金残高について、データベース上の預り金残高をそのまま必要額とすることにより、他の利用者のマイナス残高を控除して必要額を計算しているようなことはないか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第4号） ⑥ 当日入金処理すべき時限が社内規程等で明確に規定され、当該時限以内に入金が確認されたものは、当日の必要額の計算対象とされているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第5号）また、当日において、当該時限以降に入金が確認されたものについては、翌営業日の必要額の計算対象とされているか。（内閣府令第22条、ガイドラインⅡ－２－２－２－2 <u>(1)</u><u>④</u>）（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第6号） ⑦ 預り金が外貨の場合であっても、必要額の計算対象とされ、かつ、当該計算に用いる換算レートが社内規程等で定められているか。（利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第7号） ⑧ 利用者より小切手、未収入金やその他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合、必要額の計算対象とされているか。

改正案		現 行	
	(利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第8号、第9号) ⑨ 会計処理ミス等による異常値は、適切に補正されているか。 利用者からの預り金勘定等、必要額の計算の根拠となる勘定科目について会計処理ミスがあれば、必要額の計算に影響を及ぼすと考えられる。(利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第10号)		(利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第8号、第9号) ⑨ 会計処理ミス等による異常値は、適切に補正されているか。 利用者からの預り金勘定等、必要額の計算の根拠となる勘定科目について会計処理ミスがあれば、必要額の計算に影響を及ぼすと考えられる。(利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第10号)
2. 区分管理預金の残高又は利用者区分管理信託金額が必要額を上回っているか。	① 必要額を算定するための基礎シートは、毎営業日作成され、かつ、毎営業日チェックされているか。(利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第11号) ② 必要額の計算過程が保存されているか。(利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第12号)	2. 区分管理預金の残高又は利用者区分管理信託金額が必要額を上回っているか。	① 必要額を算定するための基礎シートは、毎営業日作成され、かつ、毎営業日チェックされているか。(利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第11号) ② 必要額の計算過程が保存されているか。(利用者財産の管理に関する規則第8条第2項第12号)
3. 金銭の分別管理 (預金等による区分管理)		3. 金銭の分別管理 (預金等による区分管理)	
チェック項目	チェックのポイント	チェック項目	チェックのポイント
1. 利用者からの預り金は、自己の金銭を管理する他の預金口座と区分された預金等口座（以下「区分管理預金」という。）において管理されているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第1項)	利用者からの預り金を区分管理する預金等口座（以下「区分管理預金」という。）が自己の金銭を管理する他の預金口座と区分されて開設されているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第1項) 口座名が区分管理預金と判明する口座名になっているか。(利用者財産の管理に関する規則第7条1項1号)	1. 利用者からの預り金は、自己の金銭を管理する他の預金口座と区分された預金等口座（以下「区分管理預金」という。）において管理されているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第1項)	利用者からの預り金を区分管理する預金等口座（以下「区分管理預金」という。）が自己の金銭を管理する他の預金口座と区分されて開設されているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第1項) 口座名が区分管理預金と判明する口座名になっているか。(利用者財産の管理に関する規則第7条1項1号)
2. 区分管理預金の預入、払出について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。 (利用者財産の管理に関する規則第9条第5項)	区分管理預金の預入、払出について、手続の詳細や職務分掌(区分管理預金の預入、払出を行う担当者は管理部門に限定するなど)を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第5項)	2. 区分管理預金の預入、払出について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。 (利用者財産の管理に関する規則第9条第5項)	区分管理預金の預入、払出について、手続の詳細や職務分掌(区分管理預金の預入、払出を行う担当者は管理部門に限定するなど)を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第5項)
3. 区分管理預金の残高の照合について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。 (利用者財産の管理に関する規則第4条第4項) 区分管理預金の口座残高と会計システム等で出力される総勘定元帳上の預金残高の照合が適切に行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第1項、第2項第1号)。また、残高に不一致があった場合、適切な対応がとられているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第3号、第4号)	① 区分管理預金の残高の照合について、手続の詳細や職務分掌を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第4条第4項) ② 残高照合担当者と預入、払出を行う担当者が区別され、一の役職員が兼務していないか。また、事故・不正行為等防止の観点から、各担当者を定期的に交代させる等の適切な措置を講じているか。 ③ 区分管理預金の口座残高と総勘定元帳上の預金残高について、毎営業日に照合が行われ、また、銀行から送付される残高証明書との定期的な照合が行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第1号) ④ 受払担当者による区分管理預金の受払いに関する指図が誤っていないか確認しているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第2号) ⑤ 不一致が生じている場合には、その原因分析が行われている	3. 区分管理預金の残高の照合について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。 (利用者財産の管理に関する規則第4条第4項) 区分管理預金の口座残高と会計システム等で出力される総勘定元帳上の預金残高の照合が適切に行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第1項、第2項第1号)。また、残高に不一致があった場合、適切な対応がとられているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第3号、第4号)	① 区分管理預金の残高の照合について、手続の詳細や職務分掌を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第4条第4項) ② 残高照合担当者と預入、払出を行う担当者が区別され、一の役職員が兼務していないか。また、事故・不正行為等防止の観点から、各担当者を定期的に交代させる等の適切な措置を講じているか。 ③ 区分管理預金の口座残高と総勘定元帳上の預金残高について、毎営業日に照合が行われ、また、銀行から送付される残高証明書との定期的な照合が行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第1号) ④ 受払担当者による区分管理預金の受払いに関する指図が誤っていないか確認しているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第2号) ⑤ 不一致が生じている場合には、その原因分析が行われている

改正案		現 行	
	か。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第3号) ⑥ 管理者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、速やかに分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役等とともに、内部監査部門へ報告しているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第4号)		か。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第3号) ⑥ 管理者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、速やかに分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役等とともに、内部監査部門へ報告しているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第4号)
4. 毎営業日、区分管理預金の口座残高が、必要額を上回るか確認し、下回る場合には、速やかに当該不足額が口座に入金されているかどうか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第5号)	毎営業日、区分管理預金の口座残高を必要額と比較し、不足額がある場合には、当該営業日から起算して2営業日以内(利用者との間で、利用者から請求があった日から起算して2営業日より短い期限までに預り金を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内)に、その不足額に相当する額の金銭が口座に入金されているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第5号)	4. 毎営業日、区分管理預金の口座残高が、必要額を上回るか確認し、下回る場合には、速やかに当該不足額が口座に入金されているかどうか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第5号)	毎営業日、区分管理預金の口座残高を必要額と比較し、不足額がある場合には、当該営業日から起算して2営業日以内(利用者との間で、利用者から請求があった日から起算して2営業日より短い期限までに預り金を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内)に、その不足額に相当する額の金銭が口座に入金されているか。(利用者財産の管理に関する規則第10条第2項第5号)
5. 預り金保全額を社内規則で定めているか。預り金保全額は利用者区分管理必要額を限度とし、その額又は利用者区分必要額に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ規定しているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第2項、第3項、利用者財産の管理に関する規則ガイドライン第9条第2項、第3項関係) また、区分管理預金の中に預り金保全額を超える自己の金銭が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から2銀行営業日以内に、当該事態を解消しているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第4項)	預り金保全額を社内規則で定めているか。預り金保全額は利用者区分管理必要額を限度とし、その額又は利用者区分必要額に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ規定しているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第2項、第3項、利用者財産の管理に関する規則ガイドライン第9条第2項、第3項関係) また、区分管理預金の中に預り金保全額を超える自己の金銭が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から2銀行営業日以内に、当該事態を解消しているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第4項)	5. 預り金保全額を社内規則で定めているか。預り金保全額は利用者区分管理必要額を限度とし、その額又は利用者区分必要額に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ規定しているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第2項、第3項、利用者財産の管理に関する規則ガイドライン第9条第2項、第3項関係) また、区分管理預金の中に預り金保全額を超える自己の金銭が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から2銀行営業日以内に、当該事態を解消しているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第4項)	預り金保全額を社内規則で定めているか。預り金保全額は利用者区分管理必要額を限度とし、その額又は利用者区分必要額に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ規定しているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第2項、第3項、利用者財産の管理に関する規則ガイドライン第9条第2項、第3項関係) また、区分管理預金の中に預り金保全額を超える自己の金銭が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から2銀行営業日以内に、当該事態を解消しているか。(利用者財産の管理に関する規則第9条第4項)
4. 金銭の分別管理 (利用者区分管理信託)		4. 金銭の分別管理 (利用者区分管理信託)	
チェック項目 1. 仮想通貨交換業者を委託者とし、同社の利用者を元本の受益者として利用者区分管理信託に係る信託契約が締結されているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第1項)	チェックのポイント ① 仮想通貨交換業者が委託者、信託業務を営む金融機関等が受託者、仮想通貨交換業者の利用者が元本の受益者とされているか。 ② 仮想通貨交換業者において、受益者代理人が定められているか。 ③ 受益者代理人は、社内の場合は法令遵守を所管する代表取締役が、社外の場合は弁護士等から選任されているか。 ④ 仮想通貨交換業者が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係る受益者代理人が同一人とされているか。 ⑤ 仮想通貨交換業者が、内閣府令第21条第1項第4号に掲げる要件に該当したときは、原則として弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使することとされているか。	チェック項目 1. 仮想通貨交換業者を委託者とし、同社の利用者を元本の受益者として利用者区分管理信託に係る信託契約が締結されているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第1項)	チェックのポイント ① 仮想通貨交換業者が委託者、信託業務を営む金融機関等が受託者、仮想通貨交換業者の利用者が元本の受益者とされているか。 ② 仮想通貨交換業者において、受益者代理人が定められているか。 ③ 受益者代理人は、社内の場合は法令遵守を所管する代表取締役が、社外の場合は弁護士等から選任されているか。 ④ 仮想通貨交換業者が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係る受益者代理人が同一人とされているか。 ⑤ 仮想通貨交換業者が、内閣府令第21条第1項第4号に掲げる要件に該当したときは、原則として弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使することとされているか。

改正案		現 行	
	⑥ 自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更のあるときは、信託銀行等に所定の手続がとられているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第3項) ⑦ 利用者区分管理信託を委託している契約先の信託銀行に変更があった場合、既に契約している契約の解約と新たな信託銀行との契約は、利用者区分管理信託に切れ目が生じることがないように行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第4項)		⑥ 自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更のあるときは、信託銀行等に所定の手続がとられているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第3項) ⑦ 利用者区分管理信託を委託している契約先の信託銀行に変更があった場合、既に契約している契約の解約と新たな信託銀行との契約は、利用者区分管理信託に切れ目が生じることがないように行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第4項)
2．利用者区分管理信託の運用は、内閣府令に基づき適切に行われているか。	① 利用者区分管理信託は、金銭の信託で元本補填の契約のあるものに限る。(利用者財産の管理に関する規則第7条第1項第2号) ② 信託財産たる金融商品の評価額は時価となっているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第5項第1号) ③ 元本補填契約付きの合同運用指定金銭信託で運用している場合、信託元本の金額がそのまま評価額となっているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第5項第2号)	2．利用者区分管理信託の運用は、内閣府令に基づき適切に行われているか。	① 利用者区分管理信託は、金銭の信託で元本補填の契約のあるものに限る。(利用者財産の管理に関する規則第7条第1項第2号) ② 信託財産たる金融商品の評価額は時価となっているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第5項第1号) ③ 元本補填契約付きの合同運用指定金銭信託で運用している場合、信託元本の金額がそのまま評価額となっているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第5項第2号)
3．利用者区分管理信託の追加、解約又は一部解約について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第6項)	① 利用者区分管理信託の追加、解約又は一部解約について、手続の詳細や職務分掌（信託の追加、解約等を行う担当者は管理部門に限定するなど）を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第6項) ② 利用者区分管理信託を解約又は一部解約する場合、以下のいずれかの条件が満たされているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項) イ 信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合に、その超過額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。 ロ 利用者区分管理信託の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部解約を行う。 <u>ハ</u> 利用者区分管理信託の信託不足又は不適切な解約はないか。あった場合には、必要適切な措置が講じられたか。	3．利用者区分管理信託の追加、解約又は一部解約について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第6項)	① 利用者区分管理信託の追加、解約又は一部解約について、手続の詳細や職務分掌（信託の追加、解約等を行う担当者は管理部門に限定するなど）を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第6項) ② 利用者区分管理信託を解約又は一部解約する場合、以下のいずれかの条件が満たされているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項) イ 信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合に、その超過額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。 ロ 利用者区分管理信託の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部解約を行う。 <u>③</u> 利用者区分管理信託の信託不足又は不適切な解約はないか。あった場合には、必要適切な措置が講じられたか。
4．利用者区分管理信託の残高の照合について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。(利用者財産の管理に関する規則第4条第4項)利用者区分管理信託の信託銀行の残高と総勘定元帳上の利用者区分管理信託の残高の照合が適切に行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第1項、第2項第1号) また、残高に不一致があった場合、適切な対応がとられているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第3号、第4号、第5号)	① 利用者区分管理信託の残高の照合について、手続の詳細や職務分掌（残高照合担当者と追加、解約を行う担当者を区別するなど）を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第4条第4項) ② 利用者区分管理信託額について、定期的な残高照合が行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第1号) 例えば、 イ 信託の追加設定の都度、信託銀行から送付される通知（例：「金銭信託お手続きご通知」）の残高の照合 ロ 信託銀行から契約書に基づき定期的に交付される照合書類	4．利用者区分管理信託の残高の照合について、手続が明確化されており、適切に運用されているか。(利用者財産の管理に関する規則第4条第4項)利用者区分管理信託の信託銀行の残高と総勘定元帳上の利用者区分管理信託の残高の照合が適切に行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第1項、第2項第1号) また、残高に不一致があった場合、適切な対応がとられているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第3号、第4号、第5号)	① 利用者区分管理信託の残高の照合について、手続の詳細や職務分掌（残高照合担当者と追加、解約を行う担当者を区別するなど）を含め具体的に定められているか。(利用者財産の管理に関する規則第4条第4項) ② 利用者区分管理信託額について、定期的な残高照合が行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第1号) 例えば、 イ 信託の追加設定の都度、信託銀行から送付される通知（例：「金銭信託お手続きご通知」）の残高の照合 ロ 信託銀行から契約書に基づき定期的に交付される照合書類

改正案		現 行	
	と総勘定元帳上の利用者区分管理信託残高の照合 ③ 利用者区分管理信託の追加・解約に関する指図が誤っていないか確認しているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第2号) ④ 不一致が生じている場合には、その原因分析が行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第3号) ⑤ 管理者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、速やかに分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役等とともに、内部監査部門へ報告しているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第4号)		と総勘定元帳上の利用者区分管理信託残高の照合 ③ 利用者区分管理信託の追加・解約に関する指図が誤っていないか確認しているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第2号) ④ 不一致が生じている場合には、その原因分析が行われているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第3号) ⑤ 管理者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、速やかに分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役等とともに、内部監査部門へ報告しているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第4号)
5. 毎営業日、信託財産の元本の評価額の合計額が必要額を上回るか確認し、下回る場合には、速やかに信託財産が追加されているかどうか。 (利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第5号)	毎営業日、信託財産の元本の評価額の合計額を必要額と比較し、不足額がある場合には、当該営業日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する額の信託財産が追加されているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第5号)	5. 毎営業日、信託財産の元本の評価額の合計額が必要額を上回るか確認し、下回る場合には、速やかに信託財産が追加されているかどうか。 (利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第5号)	毎営業日、信託財産の元本の評価額の合計額を必要額と比較し、不足額がある場合には、当該営業日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する額の信託財産が追加されているか。(利用者財産の管理に関する規則第12条第2項第5号)
6. 分別管理信託に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額を社内規則で定めているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第2項)	分別管理信託に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額を社内規則に定めた場合には、分別管理信託に係る信託財産に混蔵されている自己の金銭が当該必要額を超えていないか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第2項)	6. 分別管理信託に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額を社内規則で定めているか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第2項)	分別管理信託に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額を社内規則に定めた場合には、分別管理信託に係る信託財産に混蔵されている自己の金銭が当該必要額を超えていないか。(利用者財産の管理に関する規則第11条第2項)
5. 仮想通貨の分別管理		5. 仮想通貨の分別管理	
チェック項目	チェックのポイント	チェック項目	チェックのポイント
1. 自己で管理する利用者の仮想通貨は、内閣府令第20条第2項1号に従って、利用者の仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分し、かつ、当該利用者の仮想通貨についての利用者の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の仮想通貨に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理されているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第1項) ※ 差金決済取引に係る<u>受託</u>仮想通貨は、資金決済法における仮想通貨交換業の分別管理の対象とされていない。 ※ 区分管理必要量の計算は、資金決済法上求められるものを計算する。ただし、<u>受託</u>仮想通貨に関してどの取引のための<u>受託</u>仮想通貨か区別して管理していない場合、<u>受託</u>仮想通貨は全て	① 資金決済法における仮想通貨交換業に関して利用者から預かった仮想通貨は、分別管理の対象となっているか。例えば、 イ 売付けのために利用者から一時的に預かった仮想通貨（委任契約による場合） ロ 寄託されている仮想通貨 ② 個別利用者区分管理量（<u>受託仮想通貨</u>を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。）及び利用者区分管理必要量（個別利用者区分管理量の合計をいう。以下同じ。）を、毎日計算しているか。(利用者財産の管理に関する規則第14条第1項) イ 利用者区分管理必要量の計算を当該仮想通貨に対し会員の定める最少単位で行うこと。ただし、単位未満の数については切り上げとすること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第2項)	1. 自己で管理する利用者の仮想通貨は、内閣府令第20条第2項1号に従って、利用者の仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分し、かつ、当該利用者の仮想通貨についての利用者の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の仮想通貨に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理されているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第1項) ※ 差金決済取引に係る<u>預り</u>仮想通貨は、資金決済法における仮想通貨交換業の分別管理の対象とされていない。 ※ 区分管理必要量の計算は、資金決済法上求められるものを計算する。ただし、<u>預り</u>仮想通貨に関してどの取引のための<u>預り</u>仮想通貨か区別して管理していない場合、<u>預り</u>仮想通貨は全て	① 資金決済法における仮想通貨交換業に関して利用者から預かった仮想通貨は、分別管理の対象となっているか。例えば、 イ 売付けのために利用者から一時的に預かった仮想通貨（委任契約による場合） ロ 寄託されている仮想通貨 ハ 自己が、取引相手となっている仮想通貨の先物取引で、決済時に利用者へ引渡予定の仮想通貨（現物決済を予定している仮想通貨） ② 個別利用者区分管理量（<u>資金決済法における仮想通貨交換業に関して利用者から預かった仮想通貨</u>を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。）及び利用者区分管理必要量（個別利用者区分管理量の合計をいう。以下同じ。）を、毎日計算しているか。(利用者財産の管理に関する規則第14条第1項) イ 利用者区分管理必要量の計算を当該仮想通貨に対し会員の定める最少単位で行うこと。ただし、単位未満の数については切り上げとすること。(利用者財産の管理に関する規則第14

改正案		現 行	
分別管理対象となる。	ロ 個別の利用者の<u>受託</u>仮想通貨の残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要量を計算すること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第3項) ハ 仮想通貨の受入処理の時限以内に受入が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第4項) <u>ニ</u> 仮想通貨の受入処理の時限以降に受入が確認されたものを、翌営業日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第5項) ホ 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第6項) ヘ 利用者区分管理必要量を算定するための基礎シートを毎営業日ごと作成し、これをチェックすること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第7項) ト 利用者区分管理必要量の計算過程を保存すること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第8項) ③ <u>受託</u>仮想通貨の残高データと利用者区分管理必要量を、<u>受託</u>仮想通貨の残高データと仮想通貨管理明細簿記載の利用者ごとの<u>受託</u>仮想通貨の残高の合計量及び府令第26条第1項第4号記載の帳簿記載の利用者ごとの<u>受託</u>仮想通貨の残高の合計量をそれぞれ照合しているか。差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が利用者区分管理必要量に含まれていることを確認しているか。(利用者管理に関する規則第14条3項) ④ 自己で管理する利用者の仮想通貨を管理するウォレット（以下「区分管理ウォレット」という。）は、自己の固有財産である仮想通貨を管理するウォレット（以下「自己管理ウォレット」という。）とは別のウォレットとしているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第1項) ⑤ 自己で管理する利用者の仮想通貨について、区分管理ウォレット又は、自己の帳簿により利用者ごとの保有量が直ちに判別できる状態にあるか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第1項)	分別管理対象となる。	条第2項) ロ 個別の利用者の<u>預り</u>仮想通貨の残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る個別利用者区分管理量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要量を計算すること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第3項) ハ 仮想通貨の受入処理の時限以内に受入が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第4項) <u>ニ</u> 仮想通貨の受入処理の時限以降に受入が確認されたものを、翌営業日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第5項) ホ 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第6項) ヘ 利用者区分管理必要量を算定するための基礎シートを毎営業日ごと作成し、これをチェックすること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第7項) ト 利用者区分管理必要量の計算過程を保存すること。(利用者財産の管理に関する規則第14条第8項) ③ <u>預り</u>仮想通貨の残高データと利用者区分管理必要量を、<u>預り</u><u>仮想通貨</u>の残高データと仮想通貨管理明細簿記載の利用者ごとの<u>預り</u>仮想通貨の残高の合計量及び府令第26条第1項第4号記載の帳簿記載の利用者ごとの<u>預り</u>仮想通貨の残高の合計量をそれぞれ照合しているか。差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が利用者区分管理必要量に含まれていることを確認しているか。(利用者管理に関する規則第14条3項) ④ 自己で管理する利用者の仮想通貨を管理するウォレット（以下「区分管理ウォレット」という。）は、自己の固有財産である仮想通貨を管理するウォレット（以下「自己管理ウォレット」という。）とは別のウォレットとしているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第1項) ⑤ 自己で管理する利用者の仮想通貨について、区分管理ウォレット又は、自己の帳簿により利用者ごとの保有量が直ちに判別できる状態にあるか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第1項)
2. 第三者をして管理させる仮想通貨は、内閣府令第20条第2項2号に従って、第三者において、利用者の仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分し、かつ、当該利用者の仮想通貨についてどの利用者の仮想通貨であるか	① 第三者が、資金決済法の仮想通貨交換業として預かった利用者の仮想通貨を、分別管理の対象としているか。例えば、 イ 売付けのために利用者から一時的に預かった仮想通貨（委任契約による場合） ロ 寄託されている仮想通貨	2. 第三者をして管理させる仮想通貨は、内閣府令第20条第2項2号に従って、第三者において、利用者の仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分し、かつ、当該利用者の仮	① 第三者が、資金決済法の仮想通貨交換業として預かった利用者の仮想通貨を、分別管理の対象としているか。例えば、 イ 売付けのために利用者から一時的に預かった仮想通貨（委任契約による場合）

改正案		現 行	
が直ちに判別できる状態で管理させているか。 （利用者財産の管理に関する規則第13条第2項） ※ 資金決済法第63条の9及び内閣府令15条各号に定める事項	ハ 委託者が、取引相手となっている仮想通貨の先物取引で、決済時に利用者に引渡予定の仮想通貨（現物決済を予定している仮想通貨） ② 第三者は、以下のウォレットをそれぞれ別のウォレットとして管理しているか。 イ 自己の固有財産である仮想通貨を管理するウォレット ロ 自己の利用者の仮想通貨を管理するウォレット ハ 第三者として委託者の固有財産である仮想通貨を管理するウォレット ニ 第三者として委託者の利用者の仮想通貨を管理するウォレット（利用者財産の管理に関する規則第13条第2項） ③ 第三者は、委託者の利用者の仮想通貨をウォレット又は、第三者の帳簿により委託者の利用者ごとの保有量が直ちに判別できる状態にあるか。（利用者財産の管理に関する規則第13条第2項） <u>④ 第三者は、委託者の利用者の仮想通貨の管理について、取引内容がブロックチェーン等のネットワークに反映されない等の事情により、ブロックチェーン等のネットワーク上の委託者の利用者財産の有高が第三者の帳簿上の委託者の利用者財産の残高に不足する事態を防止するために必要な措置を講じているか。</u> <u>⑤ 第三者は、ブロックチェーン等のネットワーク上の利用者財産の有高が第三者の帳簿上の委託者の利用者財産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、5営業日（契約に基づいて5営業日より短い期限で委託者の利用者が仮想通貨を払い出せる場合には当該期限）以内に不足額を解消していることを確認しているか。</u> <u>⑥ 第三者は、以下の措置を講じていることを確認しているか。</u> <u>イ 分別管理業務を担当する部門を設置するとともに、金銭及び仮想通貨の種類ごとに委託者の利用者財産の受払いの手續を行う担当者と委託者の利用者財産の残高を照合する担当者を設置した上で、両担当者を兼務させないこととしているか</u> <u>ロ 事故不正防止等の観点から、各担当者を定期的に交代させる等の措置を講じているか。</u>	想通貨についてどの利用者の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態で管理させているか。 （利用者財産の管理に関する規則第13条第2項） ※ 資金決済法第63条の9及び内閣府令15条各号に定める事項	ロ 寄託されている仮想通貨 ハ 委託者が、取引相手となっている仮想通貨の先物取引で、決済時に利用者に引渡予定の仮想通貨（現物決済を予定している仮想通貨） ② 第三者は、以下のウォレットをそれぞれ別のウォレットとして管理しているか。 イ 自己の固有財産である仮想通貨を管理するウォレット ロ 自己の利用者の仮想通貨を管理するウォレット ハ 第三者として委託者の固有財産である仮想通貨を管理するウォレット ニ 第三者として委託者の利用者の仮想通貨を管理するウォレット（利用者財産の管理に関する規則第13条第2項） ③ 第三者は、委託者の利用者の仮想通貨をウォレット又は、第三者の帳簿により委託者の利用者ごとの保有量が直ちに判別できる状態にあるか。（利用者財産の管理に関する規則第13条第2項）
	3. 第三者をして仮想通貨を管理させる場合、当該第三者による <u>受託</u> 仮想通貨の管理に係る業務を確認するための社内体制が整備されているか。 （利用者財産の管理に関する規則第18条第1項） ※ 資金決済法第63条の9及び内閣府令15条各号に定める事項	① 社外委託管理業務に係る規程が定められており、社外委託管理業務を実施する部署があるか。 ② 社外委託業務に係る規程には、第三者の仮想通貨管理業務の実施状況を確認するための事項が定められているか。例えば、イ 格付けの確認等による信用状況のチェックが行われているか。（利用者財産の管理に関する規則第18条第2項第1号）	① 社外委託管理業務に係る規程が定められており、社外委託管理業務を実施する部署があるか。 ② 社外委託業務に係る規程には、第三者の仮想通貨管理業務の実施状況を確認するための事項が定められているか。例えば、イ 格付けの確認等による信用状況のチェックが行われている

改正案		現 行	
	ロ 外部監査等により、第三者が実施する業務の検証がなされているかを確認し、その検証結果又は証明書など、検証内容が確認できるものが入手されているか。(利用者財産の管理に関する規則第18条第2項第3号) ハ 照合担当者及び受払担当者が選任され、牽制が働く体制となっていることを確認しているか。(利用者財産の管理に関する規則第18条第2項第2号)		か。(利用者財産の管理に関する規則第18条第2項第1号) ロ 外部監査等により、第三者が実施する業務の検証がなされているかを確認し、その検証結果又は証明書など、検証内容が確認できるものが入手されているか。(利用者財産の管理に関する規則第18条第2項第3号) ハ 照合担当者及び受払担当者が選任され、牽制が働く体制となっていることを確認しているか。(利用者財産の管理に関する規則第18条第2項第2号)
4. 利用者の仮想通貨の受払（会社のアドレスとその他の者のアドレスの間の移転、アドレスの変更を伴わない利用者アカウント間の移転※）の体制が整備されているか。 ※ 会社のアドレスとその他の者のアドレスの間の移転…利用者から仮想通貨の預託を受ける場合や利用者仮想通貨を利用者に返還する場合 アドレスの変更を伴わない利用者アカウント間の移転…利用者間の仮想通貨の移転	① 自己で管理している利用者の仮想通貨の受払を受払担当者が行う場合の受払に係る手続を社内規程で定めているか。 ② 社内規程に以下の事項が定められているか。 イ 受払担当者以外の者に、受託仮想通貨の払出しを行わせないこと(利用者財産の管理に関する規則第17条第1項) ロ 受払担当者が受託仮想通貨の全部又は一部を外部アドレスに払い出す場合、単独の人員により払出を行うことができないような仕組とする等、受払担当者による不正流用を防止するための措置（利用者財産の管理に関する規則第17条第2項） ③ 会社のアドレスとその他の者のアドレスの移転、アドレスの変更は伴わない利用者アカウント間の移転のそれぞれについて、利用者ごとの保有量が自己の帳簿に反映される仕組みとなっているか。(利用者財産の管理に関する規則第17条第3項) ④ 第三者をして管理させる利用者の仮想通貨について、利用者の仮想通貨を管理している第三者のウォレットのアドレスからその他のアドレスに仮想通貨が移転した際、ブロックチェーン等のネットワーク上の移転後の残高と利用者ごとの保有量に係る取引履歴及び残高の報告を毎営業日に一定の頻度で、第三者から受けているか（仮想通貨の不正流出を疑わせる事情が生じた場合には自動的かつ即座にこれを知らせる仕組みを構築している場合には、毎営業日に1回の報告で足りる。）。(利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第1号)	4. 利用者の仮想通貨の受払（会社のアドレスとその他の者のアドレスの間の移動、アドレスの変更を伴わない利用者アカウント間の移動※）の体制が整備されているか。 ※ 会社のアドレスとその他の者のアドレスの間の移動…利用者から仮想通貨の預託を受ける場合や利用者仮想通貨を利用者に返還する場合 アドレスの変更を伴わない利用者アカウント間の移動…利用者間の仮想通貨の移動	① 自己で管理している利用者の仮想通貨の受払を受払担当者が行う場合の受払に係る手続を社内規程で定めているか。 ② 社内規程に以下の事項が定められているか。 イ 受払担当者以外の者に、預り仮想通貨の払出しを行わせないこと(利用者財産の管理に関する規則第17条第1項) ロ 受払担当者が預り仮想通貨の全部又は一部を外部アドレスに払い出す場合、受払担当者による不正流用を防止するための措置（利用者財産の管理に関する規則第17条第2項） ③ 会社のアドレスとその他の者のアドレスの移動、アドレスの変更は伴わない利用者アカウント間の移動のそれぞれについて、利用者ごとの保有量が自己の帳簿に反映される仕組みとなっているか。(利用者財産の管理に関する規則第17条第3項) ④ 第三者をして管理させる利用者の仮想通貨について、利用者の仮想通貨を管理している第三者のウォレットのアドレスからその他のアドレスに仮想通貨が移動した際、ブロックチェーン等のネットワーク上の移動後の残高と利用者ごとの保有量に係る取引履歴及び残高の報告を毎営業日に一定の頻度で、第三者から受けているか（仮想通貨の不正流出を疑わせる事情が生じた場合には自動的かつ即座にこれを知らせる仕組みを構築している場合には、毎営業日に1回の報告で足りる。）。(利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第1号)
5. 自己で管理する仮想通貨について、利用者勘定元帳の残高とブロックチェーン等のネットワーク上の残高の照合（以下「残高照合」という。）を行う体制が整備されているか。(利用者財産の管理に関する規則第15条第1項) ※ブロックチェーン等の外部情報をもとにしたフロー情報から残高情報を作成・表示するシステム上のデータが存在することを想定している。	① 残高照合に係る手続を社内規程で定めているか。 ② 社内規程で例えば、以下の事項について記載されているか。 イ 毎営業日（土日祝日に取引が行われている場合は当該取引日も含む。）残高照合を行うこと（ガイドラインⅡ－2－2－2－2（②⑤）(利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第1号) ロ 残高照合を担当する部署及び担当者 ※ 仮想通貨の受払担当者及び受払に関する記録を担当する者と別の者が担当し、定期的に交代していること。(利用者財産の管理に関する規則第4条第4項)	5. 自己で管理する仮想通貨について、利用者勘定元帳の残高とブロックチェーン等のネットワーク上の残高の照合（以下「残高照合」という。）を行う体制が整備されているか。(利用者財産の管理に関する規則第15条第1項) ※ブロックチェーン等の外部情報をもとにしたフロー情報から残高情報を作成・表示するシステム上のデータが存在することを想定している。	① 残高照合に係る手続を社内規程で定めているか。 ② 社内規程で例えば、以下の事項について記載されているか。 イ 毎営業日（土日祝日に取引が行われている場合は当該取引日も含む。）残高照合を行うこと（ガイドラインⅡ－2－2－2－2（①③）(利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第1号) ロ 残高照合を担当する部署及び担当者 ※ 仮想通貨の受払担当者及び受払に関する記録を担当する者と別の者が担当し、定期的に交代していることが望まし

改正案		現 行	
	ハ 自己で管理している全てのアドレスについて、残高照合が行われていること ニ 受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行う旨（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第2号） ホ 差異が発生した場合、その原因分析を実施し、原因が究明できない場合は、取締役会等意思決定機関及び内部監査部門に報告すること（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第3号、第4号） ヘ ブロックチェーン上の区分管理ウォレットに属する仮想通貨残高が顧客勘定元帳の残高より少ない場合、5 営業日以内（利用者との間で、利用者から請求があった日から起算して5営業日よりも短い期限までに受託仮想通貨を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内）に不足を解消すること（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第5号）		い。（利用者財産の管理に関する規則第4条第4項） ハ 自己で管理している全てのアドレスについて、残高照合が行われていること ニ 受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行う旨（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第2号） ホ 差異が発生した場合、その原因分析を実施し、原因が究明できない場合は、取締役会等意思決定機関及び内部監査部門に報告すること（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第3号、第4号） ヘ ブロックチェーン上の区分管理ウォレットに属する仮想通貨残高が顧客勘定元帳の残高より少ない場合、5 営業日以内（利用者との間で、利用者から請求があった日から起算して5営業日よりも短い期限までに預り仮想通貨を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内）に不足を解消すること（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第5号）
6. 第三者をして管理させる場合、利用者勘定元帳の残高と当該第三者の残高証明との照合（以下「第三者との残高照合」という。）を行う体制が整備されているか。(利用者財産の管理に関する規則第15条第1項)	① 第三者との残高証明に係る手続を社内規程で定めているか。 ② 社内規程で例えば、以下の事項について記載されているか。 イ 第三者をして管理させる仮想通貨について、第三者との残高照合が、毎営業日（土日祝日に取引が行われている場合は当該取引日も含む。）行われているか。（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第1号） ロ 第三者との残高照合を担当する部署及び担当者 ※ 第三者に仮想通貨の受払指示を担当する者及び第三者の受払に関する記録を担当する者とは別の者が担当し、定期的に交代していることが望ましい。(利用者財産の管理に関する規則第4条第4項) ハ 第三者をして管理させる全ての利用者の仮想通貨について、第三者との残高照合が行われていること ニ 第三者の受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行う旨（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第2号） ホ 差異が発生した場合、その原因分析を実施し、原因が究明できない場合は、取締役会等意思決定機関及び内部監査部門に報告すること（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第3号、第4号） ヘ 第三者の残高証明に記載の仮想通貨残高が顧客勘定元帳の残高と一致していること	6. 第三者をして管理させる場合、利用者勘定元帳の残高と当該第三者の残高証明との照合（以下「第三者との残高照合」という。）を行う体制が整備されているか。(利用者財産の管理に関する規則第15条第1項)	① 第三者との残高証明に係る手続を社内規程で定めているか。 ② 社内規程で例えば、以下の事項について記載されているか。 イ 第三者をして管理させる仮想通貨について、第三者との残高照合が、毎営業日（土日祝日に取引が行われている場合は当該取引日も含む。）行われているか。（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第1号） ロ 第三者との残高照合を担当する部署及び担当者 ※ 第三者に仮想通貨の受払指示を担当する者及び第三者の受払に関する記録を担当する者とは別の者が担当し、定期的に交代していることが望ましい。(利用者財産の管理に関する規則第4条第4項) ハ 第三者をして管理させる全ての利用者の仮想通貨について、第三者との残高照合が行われていること ニ 第三者の受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行う旨（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第2号） ホ 差異が発生した場合、その原因分析を実施し、原因が究明できない場合は、取締役会等意思決定機関及び内部監査部門に報告すること（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第3号、第4号） ヘ 第三者の残高証明に記載の仮想通貨残高が顧客勘定元帳の残高より少ない場合、5 営業日以内に不足を解消すること（利用者財産の管理に関する規則第15条第2項第5号）
7. 自己で管理する利用者の仮想通貨の秘密鍵の	① 区分管理ウォレットの秘密鍵と自己管理ウォレットの秘密鍵		

改正案		現 行	
セキュリティが確保されているか。	は、保管場所を区分して保管しているか <u>(ガイドラインⅡ－２－２－２(2)②)</u>。 ② 区分管理ウォレットの秘密鍵は、インターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境（以下「オフライン環境」という。）で保管しているか。オフライン環境以外の環境で保管する秘密鍵で利用者の仮想通貨を管理処分できる場合、当該秘密鍵で管理処分できる仮想通貨の上限をあらかじめ社内規程で定めているか <u>(ガイドラインⅡ－２－２－３－２(3)①②)</u>。また、当該上限は20％以下の範囲で定めているか。（利用者財産の管理に関する規則第16条第2項、利用者財産の管理に関する規則ガイドライン第16条第2項関係） ③ オフライン環境以外の環境で保管する秘密鍵で管理処分できる仮想通貨の割合が社内規則で定めた上限比率を超えた場合、一営業日以内にこれを是正しているか。（利用者財産の管理に関する規則ガイドライン第16条第2項関係） (注) 外部ネットワークに接続された環境で受託仮想通貨の秘密鍵を管理する場合には、これと同種同量の仮想通貨などの適切な財産を積み立てておく等、受託仮想通貨が流出したとしても利用者への返還に支障が生じないよう利用者の利益の保護を図るために必要な対策をあらかじめ講じておくことが望ましい。 ④ 区分管理ウォレットの秘密鍵にアクセスできる権限者を社内規程で定めており、当該権限者以外の者が物理的にアクセスすることができない方法で保管しているか。（利用者財産の管理に関する規則第16条第4項） ⑤ 利用者の仮想通貨を第三者に委託する場合には、委託先において、実施している秘密鍵の管理状況を確認しているか。（利用者財産の管理に関する規則18条第1項）	7. 自己で管理する利用者の仮想通貨の秘密鍵のセキュリティが確保されているか。 <u>※ ガイドラインⅡ－２－２－２－２（１）⑥、⑦</u>	① 区分管理ウォレットの秘密鍵と自己管理ウォレットの秘密鍵は、保管場所を区分して保管しているか。 ② 区分管理ウォレットの秘密鍵は、インターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境（以下「オフライン環境」という。）で保管しているか。オフライン環境以外の環境で保管する秘密鍵で利用者の仮想通貨を管理処分できる場合、当該秘密鍵で管理処分できる仮想通貨の上限をあらかじめ社内規程で定めているか。また、当該上限は20％以下の範囲で定めているか。（利用者財産の管理に関する規則第16条第2項、利用者財産の管理に関する規則ガイドライン第16条第2項関係） ③ オフライン環境以外の環境で保管する秘密鍵で管理処分できる仮想通貨の割合が社内規則で定めた上限比率を超えた場合、一営業日以内にこれを是正しているか。（利用者財産の管理に関する規則ガイドライン第16条第2項関係） ④ 区分管理ウォレットの秘密鍵にアクセスできる権限者を社内規程で定めており、当該権限者以外の者が物理的にアクセスすることができない方法で保管しているか。（利用者財産の管理に関する規則第16条第4項） ⑤ 利用者の仮想通貨を第三者に委託する場合には、委託先において、実施している秘密鍵の管理状況を確認しているか。（利用者財産の管理に関する規則18条第1項）
<u>8. 仮想通貨の流出リスクへの必要な対応が行われているか。</u>	① <u>受託仮想通貨の流出リスクへの対応について社内規程で定めているか（ガイドラインⅡ－２－２－３－２(3)③）。</u> ② <u>〇〇規程で例えば、以下の事項について記載されているか。</u> <u>イ 受託仮想通貨を移転する場合には、複数の担当者が関与すること</u> <u>ロ 秘密鍵を管理する場合には、施錠されたセキュリティルーム、金庫など権限者以外の者がアクセスできない環境で保管すること</u> <u>ハ 受託仮想通貨の移転について、複数の秘密鍵を用いた電子署名を必要とする等、単独の人員により受払を行うことができないような仕組みとする</u> <u>ニ 利用者からの依頼により受託仮想通貨を外部に移転する場</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>

改正案		現 行	
	<u>合の一回で移転できる受託仮想通貨の上限</u> <u>ホ 秘密鍵を紛失した場合に備えバックアップを作成し、バックアップについても権限者以外の者がアクセスできない環境で保管すること</u> <u>へ 受託仮想通貨の移転の手続について内部監査の対象として</u> <u>いること</u>		
<u>9. 第三者をして仮想通貨を管理させる場合、委託先において仮想通貨の流出リスクへの対応を定めた社内規定を確認しているか。</u>	<u>委託者から預託を受けた仮想通貨の流出リスクへの第三者の対応について定めた社内規定を確認しているか。</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>
<u>10. 受託</u> 仮想通貨保全量を社内規則で定めているか。 <u>受託</u> 仮想通貨保全量は利用者区分管理必要量を限度とし、その量又は利用者区分管理必要量に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ規定しているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第3項、第4項) また、区分管理ウォレットの中に <u>受託</u> 仮想通貨保全量を超える自己の仮想通貨が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から5営業日以内に、当該事態を解消しているか。	<u>受託</u> 仮想通貨保全量を社内規則で定めているか。預り金仮想通貨保全量は利用者区分管理必要量を限度とし、その量又は利用者区分管理必要量に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ規定しているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第3項) また、区分管理ウォレットの中に <u>受託</u> 仮想通貨保全量を超える自己の仮想通貨が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から5営業日以内に、当該事態を解消しているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第5項)	<u>8. 預り</u> 仮想通貨保全量を社内規則で定めているか。 <u>預り</u> 仮想通貨保全量は利用者区分管理必要量を限度とし、その量又は利用者区分管理必要量に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ規定しているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第3項、第4項) また、区分管理ウォレットの中に <u>預り</u> 仮想通貨保全量を超える自己の仮想通貨が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から5営業日以内に、当該事態を解消しているか。	<u>預り</u> 仮想通貨保全量を社内規則で定めているか。預り金仮想通貨保全量は利用者区分管理必要量を限度とし、その量又は利用者区分管理必要量に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ規定しているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第3項) また、区分管理ウォレットの中に <u>預り</u> 仮想通貨保全量を超える自己の仮想通貨が混蔵する事態が発生した場合には、当該発生日から5営業日以内に、当該事態を解消しているか。(利用者財産の管理に関する規則第13条第5項)

--	--

6. I Tに係る全般的事項	6. I Tに係る全般的事項
----------------	----------------

	<u>各社の実情に合わせて、適宜関連資料を閲覧する手続を実施する。</u>
--	---------------------------------------

チェック項目	チェックのポイント	チェック項目	チェックのポイント
1. <u>定期的にかつ適時に</u>システムリスクを認識・<u>評価するように、システムリスク</u>管理の基本方針が定められているか。(システムリスク管理に関する規則第4条第2項) ※ システムリスクについては、ガイドラインⅡ－2－3－1－1の意義を参照する。	システムリスク管理の基本方針が定められているか。(システムリスク管理に関する規則第4条第2項)	1. システムリスク管理の基本方針が定められているか。(システムリスク管理に関する規則第4条第2項) ※ システムリスクについては、ガイドラインⅡ－2－3－1－1の意義を参照する。	システムリスク管理の基本方針が定められているか。(システムリスク管理に関する規則第4条第2項)
2. システムリスク管理の基本方針に従い、システムリスク評価を実施しているか。	システムリスク管理の基本方針に従い、システムリスク評価の実施時期、頻度、実施方法等が定められ、実際にシステムリスク評価が実施されているか。	2. システムリスク管理の基本方針に従い、システムリスク評価を実施しているか。	システムリスク管理の基本方針に従い、システムリスク評価の実施時期、頻度、実施方法等が定められ、実際にシステムリスク評価が実施されているか。
3. システムリスク管理の基本方針は、必要に応じて見直しが行われているか。(システムリスク管理に関する規則第4条第3項)	システムリスク管理の基本方針の見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。(システムリスク管理に関する規則第4条第3項) <u>また、システムリスク評価の実施後の残存リスクの評価が実施され、取締役会に報告されているか。</u>	3. システムリスク管理の基本方針は、必要に応じて見直しが行われているか。(システムリスク管理に関する規則第4条第3項)	システムリスク管理の基本方針の見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。(システムリスク管理に関する規則第4条第3項)
<u>4. サイバーセキュリティ管理を行っているか。</u>	<u>以下のようなサイバーセキュリティ管理を行っているか (ガイ</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>

改正案		現 行	
<u>(システムリスク管理に関する規則第9条)</u>	<u>ドラインⅡ－2－3－1－2(5))。</u> <u>① サイバー攻撃に対するモニタリング体制などのサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</u> <u>② サイバー攻撃に備え、リスクベースで入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</u> <u>③ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、攻撃元のIPアドレスの特定と遮断を行う等の措置を速やかに実施する態勢を整備しているか。</u> <u>④ 脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応手順を明確に定め、組織的に実施しているか。</u> <u>⑤ 第三者（外部機関）のセキュリティ診断を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</u> <u>⑥ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</u>		
<u>5. セキュリティ診断（ネットワークの脆弱性診断、ソースコード診断、ペネトレーションテスト等）を活用したセキュリティ水準の評価が、定期的に実施されているか。(システムリスク管理に関する規則第10条第4項)</u>	① <u>セキュリティ診断（ネットワークの脆弱性診断、ソースコード診断、ペネトレーションテスト等）を活用するなどセキュリティ水準の評価が、組織的かつ</u>定期的に行われているか。 ② <u>セキュリティ水準の評価</u>の結果、発見された問題点について、<u>組織的に</u>対応がされているか。	<u>4. ネットワークの脆弱性診断</u>が、定期的を実施されているか。(システムリスク管理に関する規則第10条第4項)	① <u>ネットワークの脆弱性診断</u>が、定期的に行われているか。 ② <u>脆弱性診断</u>の結果、発見された問題点について、対応がされているか。
<u>6. 分別管理に関連するシステムのセキュリティ対策として</u> 侵入検知システム等が導入され、脅威の把握が行われているか。また、これらの脅威は調査分析されているか。	① 侵入検知システム等が導入され、脅威の把握が行われる態勢になっているか。 ② 検知された脅威が調査・分析・評価されているか。	<u>5. 侵入検知システム等</u>が導入され、脅威の把握が行われているか。また、これらの脅威は調査分析されているか。	① 侵入検知システム等が導入され、脅威の把握が行われる態勢になっているか。 ② 検知された脅威が調査・分析・評価されているか。
<u>7. サイバー攻撃やシステム障害等</u> を想定したコンティンジェンシープランが策定され、定期的及び必要に応じて見直しが行われているか。	① サイバー攻撃<u>やシステム障害、情報漏えい事案等</u>を想定したコンティンジェンシープランが策定され、<u>計画に沿った手続書が整備され</u>ているか。(緊急時対応に関する規則第5条第1項) ② サイバー攻撃<u>やシステム障害、情報漏えい事案等</u>を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。(緊急時対応に関する規則第5条第3項) ③ コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的を実施し、訓練結果を踏まえてコンティンジェンシープランの見直し・拡充等を計画的に実施する態勢を整備しているか。	<u>6. サイバー攻撃</u>を想定したコンティンジェンシープランが策定され、定期的及び必要に応じて見直しが行われているか。	① サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランが策定されているか。(緊急時対応に関する規則第5条第1項) ② サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。(緊急時対応に関する規則第5条第3項)
<u>8. 仮想通貨の流出対策が実施されているか。</u>	① <u>仮想通貨の流出を検知するシステム管理体制が定められているか。</u> ② <u>仮想通貨の流出を検知した場合、経営陣への報告体制が定め</u>	(新 設)	(新 設)

改正案		現 行	
	<u>られているか。</u> ③ <u>仮想通貨の流出を想定したコンティンジェンシープランがあるか。</u> ④ <u>仮想通貨の流出を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。</u>		
<u>9. 第三者が講じている以下の仮想通貨の流出対策を確認しているか。</u>	① <u>仮想通貨の流出を検知するシステム管理体制が定められているか。</u> ② <u>仮想通貨の流出を検知した場合、経営陣への報告体制が定められているか。</u> ③ <u>仮想通貨の流出を想定したコンティンジェンシープランがあるか。</u> ④ <u>仮想通貨の流出を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。</u>	(新 設)	(新 設)
7. 分別管理に係る I T の管理		7. 分別管理に係る I T の管理	
(1) アクセス・セキュリティ		(1) アクセス・セキュリティ	
チェック項目	チェックのポイント	チェック項目	チェックのポイント
1. 経営者の承認を得た職務権限規程、職務分掌規程及びセキュリティに関する規程が定められているか。	職務権限規程、職務分掌規程及びセキュリティ規程が定められているか。	1. 経営者の承認を得た職務権限規程、職務分掌規程及びセキュリティに関する規程が定められているか。	職務権限規程、職務分掌規程及びセキュリティ規程が定められているか。
<u>2. 重要情報について、不正アクセス等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。</u>	<u>重要情報について、以下のような不正アクセス等を牽制、防止する仕組みを導入しているか（ガイドラインⅡ－2－3－1－2(4)⑥）。</u> <u>イ 利用する拠点の役割や職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与</u> <u>ロ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制</u> <u>ハ システムテスト等を実施する際の本番環境とテスト環境の分離</u>	(新 設)	(新 設)
<u>3. 分別管理に関連するシステムのユーザーID (※) の登録、変更は、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者の承認を得た上で行われているか。</u> 利用者(ユーザー)部門責任者は承認に当たっては、業務上の権限とシステム上の権限設定とが整合していることを確かめられているか。	① 分別管理に関連するシステムのユーザーID の登録・変更に係る手続が定められているか。 ② 定められた手続に従い、分別管理に関連するシステムのユーザーID の登録、変更が行われているか。 ③ 登録・変更されたユーザーID に関し、業務上の権限とシステム上の権限とが整合しているか。	<u>2. 分別管理に関連するシステムのユーザーID の登録、変更は、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者の承認を得た上で行われているか。</u> 利用者(ユーザー)部門責任者は承認に当たっては、業務上の権限とシステム上の権限設定とが整合していることを確かめられているか。	① 分別管理に関連するシステムのユーザーID の登録・変更に係る手続が定められているか。 ② 定められた手続に従い、分別管理に関連するシステムのユーザーID の登録、変更が行われているか。 ③ 登録・変更されたユーザーID に関し、業務上の権限とシステム上の権限とが整合しているか。

改正案		現 行	
※ <u>例えば、社内アプリケーション・システム等を通じて、顧客からの売買注文等の処理を行うことができる ID。</u>			
<u>4.</u> 分別管理に関連するシステムのユーザーID(アクセス権限)について、退職者・異動者のユーザーID(アクセス権限)は、定められた手続に従い削除されているか。	① 分別管理に関連するシステムのユーザーID(アクセス権限)の削除に係る手続が定められているか。 ② 削除事由の生じたユーザーID(アクセス権限)が定められた手続に従い削除されているか、又は無効化されているか。	<u>3.</u> 分別管理に関連するシステムのユーザーID(アクセス権限)について、退職者・異動者のユーザーID(アクセス権限)は、定められた手続に従い削除されているか。	① 分別管理に関連するシステムのユーザーID(アクセス権限)の削除に係る手続が定められているか。 ② 削除事由の生じたユーザーID(アクセス権限)が定められた手続に従い削除されているか、又は無効化されているか。
<u>5.</u> 分別管理に関連するシステムのユーザーID に関するパスワードの設定・運用に係る手続が規定されているか。 システムへのアクセスは、ユーザーID・パスワード等による認証により制限されており、パスワードは当該規定に基づいて運用されているか。	① 分別管理に関連するシステムのパスワードの設定・運用に係る手続が定められているか。 ② セキュリティ規程に沿ったパスワードポリシーが、分別管理に関連するシステムに実装されているか。	<u>4.</u> 分別管理に関連するシステムのユーザーID に関するパスワードの設定・運用に係る手続が規定されているか。 システムへのアクセスは、ユーザーID・パスワード等による認証により制限されており、パスワードは当該規定に基づいて運用されているか。	① 分別管理に関連するシステムのパスワードの設定・運用に係る手続が定められているか。 ② セキュリティ規程に沿ったパスワードポリシーが、分別管理に関連するシステムに実装されているか。
<u>6.</u> 分別管理に関連するシステムの定期的なユーザーID の棚卸しに係る手続が定められているか。 定期的にユーザーID の棚卸しが行われ、使用していない ID がないか、システム上の権限と業務上の権限とが整合しているか確かめられているか。	① 分別管理に関連するシステムのユーザーID の棚卸しに係る手続が定められているか。 ② ①の手続に従い、定期的に分別管理に関連するシステムのユーザーID の棚卸しが実施され、未使用 ID、権限相違の ID がないか調査されているか。 ③ ②の結果、未使用 ID、権限相違の ID が発見された場合、当該 ID の削除又は権限修正が行われているか。	<u>5.</u> 分別管理に関連するシステムの定期的なユーザーID の棚卸しに係る手続が定められているか。 定期的にユーザーID の棚卸しが行われ、使用していない ID がないか、システム上の権限と業務上の権限とが整合しているか確かめられているか。	① 分別管理に関連するシステムのユーザーID の棚卸しに係る手続が定められているか。 ② ①の手続に従い、定期的に分別管理に関連するシステムのユーザーID の棚卸しが実施され、未使用 ID、権限相違の ID がないか調査されているか。 ③ ②の結果、未使用 ID、権限相違の ID が発見された場合、当該 ID の削除又は権限修正が行われているか。
<u>7.</u> 分別管理に関連するシステムの特権 ID (※) は、システム管理責任者等の承認の下、許可された職員等のみに付与されているか。 ※ 例えば、ユーザーID の作成・権限変更が可能、システムの設定変更（オペレーティングシステムの環境定義を含む。）やプログラムの作成・更新・削除が可能、データベースマネジメントシステムにおいてデータの更新が可能、などの特別な権限のある ID。	① 分別管理に関連するシステムの特権 ID の登録、変更に係る手続が定められているか。 ② 分別管理に関連するシステムの特権 ID の登録、変更が定められた手続に従い、実施されていることを確かめる。 ③ 分別管理に関連するシステムの特権IDを共用している場合、その使用又は貸出管理が行われているか。 <u>④ 特権 ID</u> の利用に関し、事後的なモニタリングが行われているか。	<u>6.</u> 分別管理に関連するシステムの特権 ID (※) は、システム管理責任者等の承認の下、許可された職員等のみに付与されているか。 ※ 例えば、ユーザーID の作成・権限変更が可能、システムの設定変更（オペレーティングシステムの環境定義を含む。）やプログラムの作成・更新・削除が可能、データベースマネジメントシステムにおいてデータの更新が可能、などの特別な権限のある ID <u>が考えられる。</u>	① 分別管理に関連するシステムの特権 ID の登録、変更に係る手続が定められているか。 ② 分別管理に関連するシステムの特権 ID の登録、変更が定められた手続に従い、実施されていることを確かめる。 ③ 分別管理に関連するシステムの特権IDを共用している場合、その使用又は貸出管理が行われているか。 <u>また、その</u> 利用に関し、事後的なモニタリングが行われているか。
<u>8.</u> 分別管理に関連するシステムの不要な特権 ID は、削除されているか。	① 分別管理に関連するシステムの特権 ID の削除に係る手続が定められているか。 ② 削除事由の生じた特権 ID が定められた手続に従い削除されているか、又は無効化されているか。	<u>7.</u> 分別管理に関連するシステムの不要な特権 ID は、削除されているか。	① 分別管理に関連するシステムの特権 ID の削除に係る手続が定められているか。 ② 削除事由の生じた特権 ID が定められた手続に従い削除されているか、又は無効化されているか。
<u>9.</u> 分別管理に関連するシステムの定期的な特権 ID の棚卸しに係る手続が定められているか。 定期的に特権 ID の棚卸しが行われ、使用していない ID がないか、システム上の権限と業	① 分別管理に関連するシステムの特権 ID の棚卸しに係る手続が定められているか。 ② ①の手続に従い、定期的に特権 ID の棚卸しが実施され、未使用 ID、権限相違の ID がないか調査されているか。	<u>8.</u> 分別管理に関連するシステムの定期的な特権 ID の棚卸しに係る手続が定められているか。 定期的に特権 ID の棚卸しが行われ、使用していない ID がないか、システム上の権限と業	① 分別管理に関連するシステムの特権 ID の棚卸しに係る手続が定められているか。 ② ①の手続に従い、定期的に特権 ID の棚卸しが実施され、未使用 ID、権限相違の ID がないか調査されているか。

改正案		現 行	
務上の権限とが整合しているか確かめられているか。	③ ②の結果、未使用 ID、権限相違の ID が発見された場合、当該 ID の削除又は権限修正が行われているか。	務上の権限とが整合しているか確かめられているか。	③ ②の結果、未使用 ID、権限相違の ID が発見された場合、当該 ID の削除又は権限修正が行われているか。
<u>10. 各サーバーに対するアクセス記録の保存、検証が行われているか。</u>	<u>① 各サーバーに対するアクセス記録が保存されているか。</u> <u>② 各サーバーに対するアクセスに不正なものがないか、検証が行われているか。</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>
<u>11. 分別管理に関連するシステム上管理されているデータについて、アプリケーションによる処理を介さずに行う直接修正は、定められた管理者による承認を得た上で行われているか。また、修正結果が意図したとおりになっていることを確かめられているか。</u>	① 分別管理に関連するシステムにおけるデータの直接修正に係る手続が定められているか。 ② 定められた手続に従い、データの直接修正が行われているか。 ③ データの修正が意図したとおりに行われたことについて、確認が行われているか。	<u>9.</u> 分別管理に関連するシステム上管理されているデータについて、アプリケーションによる処理を介さずに行う直接修正は、定められた管理者による承認を得た上で行われているか。また、修正結果が意図したとおりになっていることを確かめられているか。	① 分別管理に関連するシステムにおけるデータの直接修正に係る手続が定められているか。 ② 定められた手続に従い、データの直接修正が行われているか。 ③ データの修正が意図したとおりに行われたことについて、確認が行われているか。
(2) 開発・変更		(2) 開発・変更	
チェック項目	チェックのポイント	チェック項目	チェックのポイント
1. 経営者の承認を得たシステム導入・システム変更に関する規程が定められているか。	システム導入・システム変更に関する規程が定められているか。 (システムリスク管理に関する規則第 11 条第 3 項)	1. 経営者の承認を得たシステム導入・システム変更に関する規程が定められているか。	システム導入・システム変更に関する規程が定められているか。 (システムリスク管理に関する規則第 11 条第 3 項)
2. 新規システム導入・プログラム変更等は、導入要件等についての検討がなされ、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などの承認を得た上で決定されているか。	① 新規システム導入・プログラム変更等に係る手続が定められているか。 ② 利用者部門、システム管理責任者、経営者などにより、導入要件等の検討が行われた上で、当該プロジェクトの実施が承認されているか。	2. 新規システム導入・プログラム変更等は、導入要件等についての検討がなされ、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などの承認を得た上で決定されているか。	① 新規システム導入・プログラム変更等に係る手続が定められているか。 ② 利用者部門、システム管理責任者、経営者などにより、導入要件等の検討が行われた上で、当該プロジェクトの実施が承認されているか。
3. 新規システム導入・プログラム変更等に際し、本番環境にリリースする前に、システムロジック・業務フロー双方の観点からテストが実施されているか。(システムリスク管理に関する規則第 11 条第 5 項、第 20 条第 1 項)	① システム導入・プログラム変更に関するテスト手続が定められているか。 ② 本番環境へのリリース前にシステム導入・プログラム変更に関するテストが行われ、定められた手続に従い承認されているか。	3. 新規システム導入・プログラム変更等に際し、本番環境にリリースする前に、システムロジック・業務フロー双方の観点からテストが実施されているか。(システムリスク管理に関する規則第 11 条第 5 項、第 20 条第 1 項)	① システム導入・プログラム変更に関するテスト手続が定められているか。 ② 本番環境へのリリース前にシステム導入・プログラム変更に関するテストが行われ、定められた手続に従い承認されているか。
4. 新規システム導入・プログラム変更の本番環境への反映は、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などの承認を得た上で実施されているか。	① システム導入・プログラム変更の本番環境への反映に係る手続が定められているか。 ② システム導入・プログラム変更の本番環境への反映の決定に関し、本番環境反映前に利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などにより承認されているか。 ③ ②で承認されたシステム導入・プログラム変更が本番環境に反映されているか。	4. 新規システム導入・プログラム変更の本番環境への反映は、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などの承認を得た上で実施されているか。	① システム導入・プログラム変更の本番環境への反映に係る手続が定められているか。 ② システム導入・プログラム変更の本番環境への反映の決定に関し、本番環境反映前に利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などにより承認されているか。 ③ ②で承認されたシステム導入・プログラム変更が本番環境に反映されているか。
5. スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等（インターフェースジョブを含む。）の変更は、システム管理責任者等の承認の下、実施されているか。	① スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等（インターフェースジョブを含む。）の変更に係る手続が定められているか。 ② スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等（インターフェースジョブを含む。）の変更は、定められた手続に従い承認されているか。	5. スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等（インターフェースジョブを含む。）の変更は、システム管理責任者等の承認の下、実施されているか。	① スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等（インターフェースジョブを含む。）の変更に係る手続が定められているか。 ② スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等（インターフェースジョブを含む。）の変更は、定められた手続に従い承認されているか。
<u>6. システム開発の品質管理等についての規程が</u>	<u>① システム設計/開発に関わるドキュメントやプログラム作成に</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>

改正案		現 行	
<u>定められているか（ガイドラインⅡ－２－３－１－２(6)）。（システムリスク管理に関する規則第 11 条第 6 項）</u>	<u>ついでの規程を策定しているか。具体的なセキュリティ要件を明確化することなどを含めているか。</u> <u>② レビューを実施し記録を残すなど、システム開発の品質管理についての規程および手順書が策定されているか。</u>		
<u>7</u> ．本番環境への変更を加える行為は適切に制限され、開発部門と分離されているか。	① 開発環境と本番環境は、 <u>ネットワークが</u> 分離されているか。 ② 本番環境に変更を加える行為が制限され、本番環境への変更権限が開発部門と分離されているか。	<u>6</u> ．本番環境への変更を加える行為は適切に制限され、開発部門と分離されているか。	① 開発環境と本番環境は、分離されているか。 ② 本番環境に変更を加える行為が制限され、本番環境への変更権限が開発部門と分離されているか。
(3) システムの運用		(3) システムの運用	
チェック項目	チェックのポイント	チェック項目	チェックのポイント
1．経営者の承認を得た運用管理に関する規程が定められているか。 <u>（システムリスク管理に関する規則第 11 条第 6 項）</u>	運用管理に関する規程等が定められているか。	1．経営者の承認を得た運用管理に関する規程が定められているか。	運用管理に関する規程等が定められているか。 <u>（システムリスク管理に関する規則第 12 条第 3 項）</u>
<u>2．システム運用管理規程および手順書が策定されているか。（システムリスク管理に関する規則第 11 条第 6 項）</u>	<u>以下のような点を考慮し、システム運用管理規程および手順書が策定されているか。</u> <u>イ 監視設定において検知時の問題を効率的に切り分ける仕組み</u> <u>ロ 監視にかかわるエスカレーションルールの統一化</u> <u>ハ 作業プロセスに、記録・承認・点検の組み込み</u> <u>ニ システムの運用管理に係る業務の実施状況を文書にて記録し保管</u>	<u>（新 設）</u>	<u>（新 設）</u>
<u>3</u> ．システム（ソフト、ハード、ネットワークを問わず）に不具合（障害）が生じた場合、定められた関係者に連絡がなされ、対応されているか。	① 発生した障害に対する対応手続が定められているか。 ② 発生した障害が定められた関係者に連絡され、対応が執られているか。	<u>2</u> ．システム（ソフト、ハード、ネットワークを問わず）に不具合（障害）が生じた場合、定められた関係者に連絡がなされ、対応されているか。	① 発生した障害に対する対応手続が定められているか。 ② 発生した障害が定められた関係者に連絡され、対応が執られているか。
<u>4</u> ．管理対象のデータはあらかじめ定められた頻度・スケジュールに従って定期的にバックアップされているか。 バックアップメディアは定められた場所に保管されているか。	① 管理対象のデータのバックアップ手続及び保管場所が定められているか。 ② 管理対象のデータがあらかじめ定められた頻度・スケジュールに従って定期的にバックアップされ、定められた場所に保管されているか。	<u>3</u> ．管理対象のデータはあらかじめ定められた頻度・スケジュールに従って定期的にバックアップされているか。 バックアップメディアは定められた場所に保管されているか。	① 管理対象のデータのバックアップ手続及び保管場所が定められているか。 ② 管理対象のデータがあらかじめ定められた頻度・スケジュールに従って定期的にバックアップされ、定められた場所に保管されているか。
<u>5</u> ．サーバーの設置場所には、物理的なアクセス制限があるか。職務に応じた担当者のみがデータセンターや本番ルームにアクセスできるように制限されているか。	① サーバーの設置場所及び当該設置場所への物理的なアクセス制限に関する手法及び手続が定められているか。 ② サーバーの設置場所に対する物理アクセスが、定められた手続に従い承認されているか。	<u>4</u> ．サーバーの設置場所には、物理的なアクセス制限があるか。職務に応じた担当者のみがデータセンターや本番ルームにアクセスできるように制限されているか。	① サーバーの設置場所及び当該設置場所への物理的なアクセス制限に関する手法及び手続が定められているか。 ② サーバーの設置場所に対する物理アクセスが、定められた手続に従い承認されているか。
<u>（削 除）</u>	<u>（削 除）</u>	<u>5．各サーバーに対するアクセス記録の保存、検証が行われているか。</u>	<u>① 各サーバーに対するアクセス記録が保存されているか。</u> <u>② 各サーバーに対するアクセスに不正なものがないか、検証が行われているか。</u>
(4) その他		(4) その他	

改正案		現 行	
チェック項目	チェックのポイント	チェック項目	チェックのポイント
1. 第三者に上記管理業務の一部を委託している場合（例えば、アプリケーション・システムの開発・運用業務の委託や、サーバー管理の委託等）、その管理状況についてモニタリングが行われているか。（システムリスク管理に関する規則第 25 条第 1 項）	① 外部<u>サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し対策を講じるため</u>のモニタリング手続が定められているか。 ② 定められた外部委託先のモニタリング方法に従い、モニタリングが実施されているか。 ③ <u>クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。</u> <u>例えば、以下のような点を実施しているか。</u> <u>イ 重要なデータを処理・保存する拠点の把握</u> <u>ロ 監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映</u> <u>ハ 保証報告書の入手・評価 等</u> ④ 上記の各チェック項目のチェックに当たり、受託業務に係る SOC 報告書（日本における監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」又は保証業務実務指針 3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」及び I T 委員会実務指針第 7 号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」に基づく保証報告書を含む。）が利用可能か。（システムリスク管理に関する規則第 25 条第 4 項） ⑤ 利用できない場合は、受託会社に<u>おいて内部監査部門又はシステム監査人等による監査</u>を実施しているか。	1. 第三者に上記管理業務の一部を委託している場合（例えば、アプリケーション・システムの開発・運用業務の委託や、サーバー管理の委託等）、その管理状況についてモニタリングが行われているか。（システムリスク管理に関する規則第 25 条第 1 項）	① 外部<u>委託先</u>のモニタリング手続が定められているか。 ② 定められた外部委託先のモニタリング方法に従い、モニタリングが実施されているか。 ③ 上記の各チェック項目のチェックに当たり、受託業務に係る SOC 報告書（日本における監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」及び I T 委員会実務指針第 7 号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」に基づく保証報告書を含む。）が利用可能か。（システムリスク管理に関する規則第 25 条第 4 項)利用できない場合は、<u>直接</u>受託会社に<u>おける各チェック項目のチェック</u>を実施しているか。